

本部側の出席者：古在学長、福島総務理事、安田組織理事、前田総務部長、木村人事課長、木村任用担当官、任用係長、野田労務担当専門官

ユニオン側の出席者：伊藤委員長、橋本事務局長、豊田執行委員、岡林執行委員、三国政策委員、松本政策委員、大矢政策委員、木村政策委員

各側の出席者紹介のあと、交渉始まる。

伊藤委員長：新教員組織問題は、制度に関わることがらであるので、全学の合意を得ながら進めるべきである。そのために、我々としても積極的に要求と提言を行うつもりである。9月26日に行なわれた安田理事との事前協議をふまえて、本日は要点を実務的に詰めていきたい。要求項目に関わる本日の交渉では、以下の点に留意願いたい。

- ・第1項：新助手も教員として位置づける旨、本学就業規則等のなかに明文規定する。この点の合意は、新教員制度準備に我々が同意する上で必要条件である。
- ・第2，4項：歴史的に形成された問題を含んでいるが、研究支援組織の自立と確立という見地から、前進的に解決する方向で協議したい。本日は、問題意識の共有と協議継続の確認をしたい。
- ・第3項：給与問題はユニオンの任務に関わるのであり、我々としては蔑ろにはできない。本日における合意は求めないが、今後の協議の必要性は確認したい。
- ・第5項：個々の組織問題までユニオンが関わるのは避けるが、適切な教員組織の建設については本日積極的に議論したい。
- ・第6項：7月6日付の「考え方」（案）にいう「任期制導入の推進」は大学教員任期法の趣旨に反している。この点は本日の交渉で是正していただきたい。

【第1項について】

安田理事：助教の資格基準は改正された大学設置基準で修士相当と決められている。それ以上の具体的な基準は部局ごとにあるだろうから、各部局に適合した基準を決めて欲しいというのが理事会の見解である。先日の事前協議でも言ったように、出来るだけ多くの人に助教になって欲しいという意図が込められている。なお、資格審査の結果、新助手になった人は「研究職の補助職」と位置づけられるが、助教への道は閉ざされていないので、努力していただきたい。そうした道を保証して欲しいというユニオン側の主張については理解できるので、新助手については「考え方」への追加提示も考えている。

伊藤委員長：追加提示はどういうかたちで行われるのか。

安田理事：「考え方」自身は変更が難しいので、追加説明という形で11月頃提示したい。

伊藤委員長：この問題は重要なので一つ一つ確認したい。まず、就業規則には、第2条2項で大学教員の定義がなされている。「職員不利益処分手続規程」中の「大学教員」の定義はこれと連動していることとはご存知だと思う。まず、就業規則上、新助手を大学教員とするのかどうか。

安田理事：就業規則の同条にある助手は変更せず、助教授を准教授とし、助教を加える。従って、助手は就業規則上、大学教員であることに変わらない。

伊藤委員長：身分問題についての措置については了解する。次いで問題になるのは職務内容の規程である。本学規程体系のトップにある「国立大学法人千葉大学の組織に関する規則」第47条では、学校教育法の職務規程が書き写される。こここのところに、但し書きとして、例えば、「平成19年3月31日に助手であった者で、同日以降も助手である者は、当分の間、同日までの職務内容を継続することができる」等を挿入できないのか。組織人員計画委員会の文書にとどまるのではなく、本学の規程の中に明文化すると言うのがユニオンの要求だ。

安田理事：そこまでする必要はないのでは。

岡林執行委員：本学の規程のなかにきちんと文言化することで、法的効果が発生する。そのようにすべきだ。

古在学長：研究を職務とすることを望まない新助手に「研究」と課すと、研究していないということで、批判されることになるのではないか。そういう人を窮地に追いこまないためにも、組織人員委員会案のほうが良いのではないか。

伊藤委員長：先程ユニオンが提案した但し書きは、「今の仕事を継続することができる」としているもので、研究を職務としていない助手の方もその仕事を継続できることを保証するものとなる。

野田専門官：本学規程体系の一部に付加文言を加えるということは問題ない。

安田理事：では、そのような文言を付加した場合、全体の体系に矛盾が起こらないかどうかを検討し、問題がなければそのようにしたい。それでよろしければ、新教員組織の具体的準備に入りたい。

伊藤委員長：新助手の身分、処遇問題で理事会との間に意見の不一致はないことが確認され、かつ明文規定の方向で検討する旨、表明されたので、具体的準備に入られることに同意する。

【第2、4項について】

安田理事：新助手、教務職員、技術職員等、教育研究補助にかかわるどの職種にもユニオンからの指摘もあるように様々な問題がある。将来性のあるようきちんとした職務上の体系をつくっていくため努力したい。

松本：教務職員は、いま現在、医学部に2名、教育学部に2名いる。教育学部は教務職員の全員を助教にすることを決めたと聞いている。

安田理事：本部としてもすべての教務職員をなくすことを希望している。スッキリした制度にしていき

たい。

古在学長：本人に十分な情報を与えて、希望を聴く（現在の千葉大本部は学長メルマガ等も含めて、公開提供すべき情報はすべて教職員などに提供している。それを受け手が読んでいのかどうかは別として、与える側は情報をきちんと発信している）。本部も一人一人の意識、感覚までを全員について把握していないので、まんべんなく当事者に当たっていく必要があると考えている。なお、人件費削減の苦しい中ではあるが、該当者は少数なので安田理事も答えたようにすっきりした制度に変えていきたい。

伊藤委員長：理事会の方でも、現在の教育研究支援組織に問題があるとの認識を持っておられるので、今後引き続き議論をしたい。なお、教育研究の「補助」なのか「支援」なのか、用語にも気を付けて欲しい。「補助」と言ってしまうと、いかにも添え物のような感があり、「支援」の方がよいのではないか。これについても検討していただきたい。

【第3項】

安田理事：助教が果たしてどれくらい授業負担が増えてしまうのか、がまだハッキリしない。別のところでは、いまや大学院授業担当は当たり前、そもそも「大学院手当」という手当枠がいまの大学には存在しなくてよいのでは、という声もある。

古在学長：これまでは調整数は博士課程学生を5人持てば、「3」となっていたはず。しかし千葉大では、今年4月より、この調整数を一律「1.6」にして、平等化した。これまでは助手の手当支給は、ある意味では教授の判断次第だった。しかしこれからは客観的な枠組み（集団など）による届け出によって支給する仕組みに変えるので、対応して申請等の書式も新たに作る予定である。なお、いうまでもないことだが、大学院担当の実績・実態がない場合は、手当は出せない。現助手にその実態を持たない例もあると聞くが。

伊藤委員長：そのような例はないと思うが、担当の実態が確認されるのに手当が出ないという事例はある。ところで、病院の助教の大学院手当はどうなるのか？

安田理事：病院の助教は授業担当のない例が多くなるはず。つまり、大学院手当はゼロである。

福島理事：病院の現助手は、大学院医学研究科には関与していないはず。

豊田：いま100人弱おり、それはケースバイケースだ。関与している人もいる。

古在学長：そういう個別のケースは、当の助手がついている教授に聴くのは主観的になるかも知れないので、部局にヒアリングする必要がある。

伊藤委員長：ユニオンとしても、把握したい。

古在学長：助教が授業担当するのは、当人の経験と研究にプラスになる場合もあると考える。

伊藤委員長：この項の議論の最後に、ユニオンとしては賃金は労働の対価であるという原則は崩せない。仕事が増えるということは、当然賃金も増えるということ。来年度の授業任務が定まった段階で、再度、賃金問題はユニオンから提起する。

安田理事：承知した。理事会側でも検討課題にする。

【第5項について】

安田理事：これから組織人員委員会を正式に各部局に送付。その際、

- 1) その前文で「助教における授業、教育研究補助の負担は過度とならぬよう」という通知をする予定
- 2) 追加で、「助教を教務担当者の会議に参加させるよう」と要請する予定

三国政策委員：教授が助手に学生情報等を話してくれないのが現状である。閉鎖的な教授会よりも、開かれた「全教員会議」とした方がよいと思う。

古在学長：園芸学部では助手は30年前から教授会に参加している。

豊田執行委員：医学部では助手はオブザーバーというかたちで、ローテーションで教授会参加。

古在学長：「主要授業科目以外の授業を助教に担当させる」という案文は、問題を感じる。自分が助教だったら、主要な科目を担当したいと思うだろう。

安田理事：文科省のQ&Aでそうなっている。

伊藤委員長：では、「主要科目」とそれ以外の科目とは、どう区別するのか。

安田理事：その区別も難しいところだ。

伊藤委員長：区別が曖昧なら、そのような文言は入れないほうがいいのではないか。

古在学長：先程、安田理事も報告したように、「過度の負担とならぬよう」という精神を盛り込むべきだと考えている。

伊藤委員長：いずれにしても今の議論で、助教の教育任務や教員組織上の位置づけについて、様々な問題点があることがわかった。部局任せではなく、全学的なガイドラインを作成すべきではないか。

安田理事：具体的な状況を把握しながら引き続き検討したい。

【第6項について】

安田理事：任期制うんぬんの問題も、要は優秀な若手研究者を養成するのが目的だ。

伊藤委員長：組織人員委員会案には任期制の「推進」という文言があるが、大学教員任期法は「助教も任期をつけることが出来る」と言っているに過ぎない。組織人員委員会案はあたかも法が導入を推進せよといているかのような書き方だ。なぜ十分な議論もなしに、このように一歩進めて言うのか。

豊田執行委員：安田理事が今言われた「研究者養成のための任期制」という言葉と、「助教という教育者に任期制」という組織人員委員会の案とは相容れないのではないか。

伊藤委員長：理事会側の回答は、大学教員任期法の拡大解釈であり、また優秀な若手養成議論も筋がとおらない。再検討をお願いしたい。

古在学長、安田理事：「推進する」という文言については、さらに検討することにする。

団体交渉終了